

提出された質疑について、次のとおり回答します。

番号	書類名	該当ページ	質問内容	回答
1	実施要項	8	10.(17).③「元請の監理技術者もしくは一次下請けの主任技術者として従事した経験」とありますが、公共工事に限らず、民間工事において同規模工事の監理技術者もしくは主任技術者として従事した経験も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	参加資格要件10.(17)③において一次下請けの主任技術者として従事した経験を認めている趣旨は、建築一式工事における一次下請けの設備工事について、一次下請負人が配置する主任技術者としての施工管理能力及び実務経験を評価するためであり、公共工事と民間工事を区別するものではありません。 したがって、「元請の監理技術者もしくは一次下請けの主任技術者として従事した経験」には、公共工事に限らず、民間工事において同規模工事の監理技術者又は主任技術者として従事した経験も含みます。
2	実施要項	8	番号1の上記質問において、民間工事の実績も含まれる場合、どのようにして従事した経験を証明すればよろしいでしょうか。	工事内容、規模及び従事状況が確認できる資料を提出してください。なお、確認に必要な事項が提出資料のみでは不足している場合は、追加資料の提出を求めることがあります。
3	実施要項	8	10.(17).③「元請の監理技術者もしくは一次下請けの主任技術者として従事した経験」とありますが、公共工事における同規模工事において、元請の現場代理人は、発注者との調整、工程管理、品質管理、安全管理等を含む現場全体の統括管理を担っており、一次下請けの主任技術者と同等以上の施工管理業務を担う場合が多く、監理技術者又は主任技術者と現場代理人を兼ねて配置されるケースもあることから、元請工事における現場代理人としての実績についても同等に取り扱う事は可能でしょうか。	現場代理人を選任し、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第19条の2に規定される現場代理人の権限に関する事項において、監理技術者、主任技術者を統括する立場として、その権限が及んでいることが、資料により確認できる場合は、当該現場代理人を元請の監理技術者もしくは一次下請けの主任技術者として従事した経験を有すると見なします。 なお、確認に必要な事項が提出資料のみでは不足している場合は、追加資料の提出を求めることがあります。
4	プロポーザル実施要項	P19	17.不可抗力リスクは発注者と受注者にてリスクを分担するとあります。不可抗力リスクにて生じた損害に対する費用負担については、さいたま市建設工事請負契約基準約款第30条(不可抗力による損害)に記載がありますが、13. 物価の変動と同様に分担比率については協議によるものに变更できないでしょうか。	技術協力業務期間中の不可抗力リスクについては、発注者と受注者が協議のうえ負担を定めるものとします。なお、工事請負契約締結後のリスク負担については、さいたま市建設工事請負契約基準約款第30条(不可抗力による損害)の規定によるものとします。
5	プロポーザル実施要項	別表	下部に※分離発注により生じる工事全体の調整や、品質管理等の統括責任について、「建設工事施工予定者」が担うことを想定し……とありますが、「建設工事施工予定者」とは、I.2.用語等の定義(2)建築工事施工予定者との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。